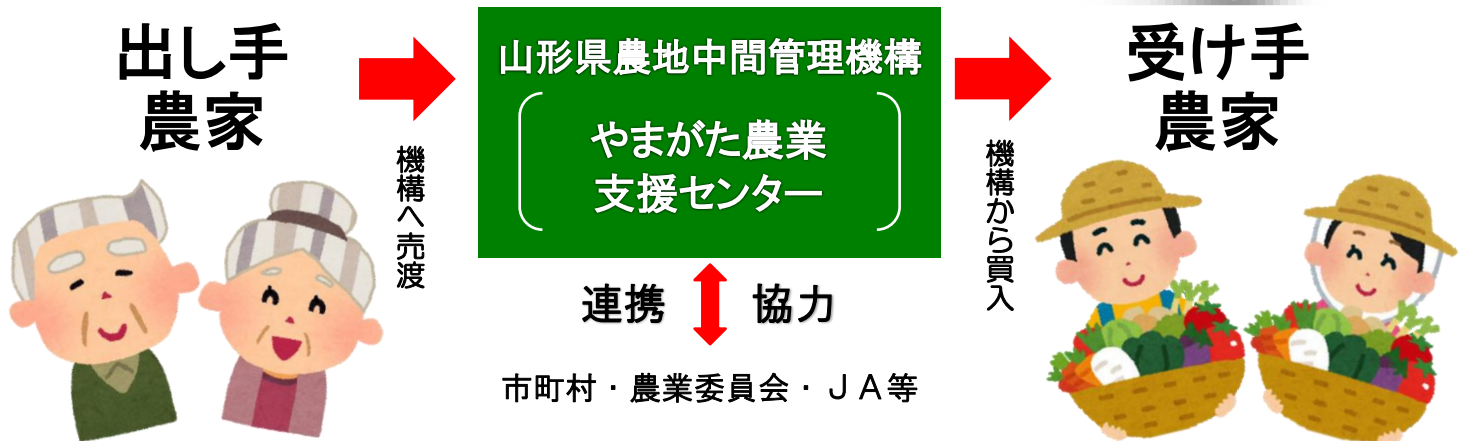


農地売買等事業（特例事業）のご案内

（公財）やまがた農業支援センターは、県知事より農地中間管理機構の指定を受け、法律に基づき「農地売買等事業（特例事業）」を実施しています。

規模縮小や離農しようとする農家から、当センターが農用地等を買い入れて経営規模の拡大や効率的で安定的な農業経営を目指す農業者の皆様へ売り渡します。



農地を売りたい方（出し手農家）

対象：農振農用地区域内の農用地等

- ・売渡しの相手方が現にいること。
- ・効率的な農作業が展開し得る程度にまとまっていること。
- ・手数料がかかります。

※売渡価格の2.0%（買入協議の場合は2.5%）

農地を買いたい方（受け手農家）

対象：認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達農業者、特定農業法人

- ・面積要件（おおむね1haの団地化・基準面積）があります。
- ・登録免許税額は実費でご負担いただきます。

出し手農家のメリット

- ◇所有権移転登記手続きは当センターが行います。
- ◇譲渡所得が800万円（買入協議の場合は1,500万円）まで特別控除され、所得税が軽減されます。

受け手農家のメリット

- ◇所有権移転登記手続きは当センターが行います。
- ◇登録免許税が10/1000に軽減されます。（相対の場合は20/1000です）
- ◇不動産取得税の課税標準額の1/3が控除されます。（相対の場合は控除がありません）

事業についての詳細は、当センターまたは農地の所在する市町村農業委員会までお問い合わせください。



未来へつなごう、やまがた農業
農サポやまがた

公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）

山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館4階

農地中間管理事業推進課 TEL: 023-631-0697

FAX: 023-624-6019

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>